

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>第4条 授業料の免除は、前条の願い出に基づき<u>学生生活委員会</u>の議を経て、学長がこれを許可する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 授業料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、<u>学生生活委員会</u>の議を経て、学長がその許可を取り消す。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第24条 新入学者に対しては、特別の事情がある場合を除き、入学した日の属する期分については、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可しない。</u></p> <p>(大学院学生の入学料の免除)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき<u>学生生活委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p> <p>(学部学生の入学料の免除)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき、<u>学生生活委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p>	<p>本則</p> <p>第4条 授業料の免除は、前条の願い出に基づき<u>教育・学生生活委員会</u>の議を経て、学長がこれを許可する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 授業料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、<u>教育・学生生活委員会</u>の議を経て、学長がその許可を取り消す。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第24条 削除</u></p> <p>(大学院学生の入学料の免除)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき<u>教育・学生生活委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p> <p>(学部学生の入学料の免除)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき、<u>教育・学生生活委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p>

附 則 (教規程第57号)

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、第24条の改正規定は、平成27年4月1日以降に入学する者から適用する。